

令和2年5月18日

長野県内の裁判所を利用される皆様へ

長野地方裁判所
長野家庭裁判所
長野管内簡易裁判所

緊急事態宣言の解除等を踏まえた事件の処理方針について（お知らせ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人との接触の機会の最小化や人と人との距離の確保など、新しい生活様式への移行が求められています。

そのような中で、長野県内の裁判所においては、5月18日（月）以降の事件処理について、おおむね下記のとおり、感染の拡大防止に配慮しながら、再開する業務の範囲を徐々に広げていくこととしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、事件関係者や傍聴人等の皆様には、来庁の際は、マスクの着用をお願いします。

ご不明な点があれば、担当部等にお問い合わせください。

記

1 感染防止に関する基本的な方針

- (1) 期日を開く際、電話会議を利用できるものは活用し、当事者等の出頭を要するものについては、スペースを確保するため、できるだけ広い部屋を使用するように努めます。また、部屋の換気にも留意します。
- (2) 多数当事者が法廷に混在するような状況を避けるため、同一時間帯の期日の

指定は数件を限度とします。

証拠調べ期日では、法廷が込み合わないよう、傍聴人の数等についてご協力をお願いする場合があります。

(3) 首都圏その他の特定警戒都道府県の代理人がかかわる事件については、原則として電話会議を活用しますが、出頭が必要な期日等については、取消し又は延期をお願いする場合があります。

(4) 調停等に関して、待合室でいわゆる3密の状態が生じないよう、各庁舎の状況が許す限り、臨時の待合室を設けます。

2 民事事件及び行政事件について

(1) 訴訟事件

各期日については、進行を図る必要性の程度や期日の内容等を勘案し、当事者の意向等も踏まえて、個別に進行を調整していきます。

(2) 非訟事件（執行，倒産）

緊急性のある事務処理については引き続き実施し、それ以外の事務処理も、順次、実施していきます。

3 刑事事件について

(1) 公判事件（裁判員裁判事件を除く。）

被告人が勾留されている事件についての公判は、原則として実施していきます。在宅事件についても、保釈事件を中心に当事者の意見を踏まえながら公判を実施するものを検討し、順次、実施していきます。

(2) 裁判員裁判事件

裁判員裁判については、電話会議等を活用しながら公判前整理手続を進めます。裁判員等選定手続も候補者の理解を得られるよう配慮しつつ実施していきます。

4 家裁事件について

(1) 調停事件・別表第二審判事件

感染の拡大防止対策を徹底した上で、進行を図る必要性の程度や当事者の意向にも配慮しながら、順次、実施していきます。

(2) 人事訴訟事件

指定済みの期日については、原則として実施していきます。

(3) 後見等事件

後見等の開始事件については、本人の権利擁護等の観点で優先度の高いものから順に、手続を実施していきます。

(4) 少年事件

観護措置が取られている事件のほか、在宅事件についても、順次、実施していきます。